

別紙

諮問第1244号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成24年〇月〇日付『建築士法第26条第2項の規定に基づく建築士事務所の監督処分について』の開示について第三者が反対の意思を表示した意見書」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が平成30年8月27日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、対象公文書に条例7条3号、4号及び6号に該当する情報が含まれることから、本件一部開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成31年1月23日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年3月31日に実施機関から理由説明書を收受し、同年12月17日（第213回第一部会）から令和3年1月21日（第214回第一部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように

判断する。

ア 本件一部開示決定について

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下「法」という。）26 条 2 項は、建築士事務所につき同項各号のいずれかに該当する事実がある場合の監督処分として、都道府県知事が当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは 1 年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができると規定している。

「平成 24 年〇月〇日付『建築士法第 26 条第 2 項の規定に基づく建築士事務所の監督処分について』（以下「本件処分決定文書」という。）は、実施機関が法 26 条 2 項に基づく建築士事務所に対する監督処分を決定し、当該建築士事務所の開設者（以下「本件法人」という。）宛てに通知することとした文書である。実施機関は、別件の開示請求に係る公文書である本件処分決定文書について、東京都以外のものに関する情報が記録されているとして、開示決定等に先立ち、当該情報に係る東京都以外のものである本件法人に対し、条例 15 条 1 項に基づく意見照会を行った。

本件開示請求は、実施機関による意見照会に対し、本件法人が開示決定に対する反対意思を表示して回答した意見書の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求に対し、「平成 28 年 9 月 9 日付開示決定等に係る意見書」及び「平成 28 年 9 月 14 日付開示決定等に係る意見書」を対象公文書として特定し、「意見（開示決定に反対する理由）」欄の記載の一部（以下「本件非開示情報 1」という。）については条例 7 条 3 号及び 6 号に、本件法人の印影（以下「本件非開示情報 2」という。）については同条 4 号にそれぞれ該当することを理由として非開示とする本件一部開示決定を行った。

イ 本件非開示情報 1 及び 2 の非開示妥当性について

（ア）本件非開示情報 1 について

本件非開示情報 1 は、審査会が見分したところ、本件法人が開示決定に反対する理由について、本件法人の立場における見解が具体的に記載されたものであって、公にすることにより、本件法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例 7 条 3 号本文に該当し、その内容及び性

質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

なお、「意見（開示決定に反対する理由）」欄の記載のうち開示した部分について、実施機関に確認したところ、当該部分は、本件法人が自らのホームページ上に掲載した見解等に照らして、公にしたとしても本件法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が侵害されるとは認められない内容や、一般的な意見内容であるとの説明があった。一方で、本件法人の見解が具体的に記載され、その内容を公にしている事実が認められない部分については非開示としたとのことであるから、実施機関の説明は首肯できるものであると認められる。

したがって、本件非開示情報1は条例7条3号に該当し、同条6号該当性を論じるまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

本件非開示情報2は、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められる。

したがって、本件非開示情報2は条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書において種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑